事務処理フロー図

事務名: 排水設備等工事の申込及び下水道使用料の賦課

北杜市下水道条例、北杜市下水道条例施行規程、北杜市農業集落排水処理施設条例、 根拠法令 : 北杜市農業集落排水処理施設条例施行規程

申請者		① 申請 ② 工事着工 ② 工事完了届提出 ② 使用開始届提出					
					区/月開7日/田J/E田		
上水総課	総務						
					=±\L\\□		
	お客様 セン ター			Ψ	請状況 確認 (下水のみ新設の場合) メーター受渡		9 料金賦課
上下水道施設課	計画						
上下水道維持課	南部北部	② 書数	頁審査 ③ 計画確認通 発送	(6	,	検査済証 送付 →	⑧ 使用開始届 提出

項番	項目	説明
1	申請	申請者より「排水設備等計画確認申請書」の申請を受け付けます。
2	書類審査	提出された申請書類の内容や添付書類の審査を行います。
3	計画確認通知発送	「排水設備等計画確認通知書」を交付します。
4	工事着工 工事完了届提出 使用開始届提出	工事に着手してください。 工事完了から5日以内に、「排水設備等工事完了届」を提出してください。 併せて、「公共下水道使用開始届」を提出してください。
(5)	書類審査	提出された届出書類の内容や添付書類の確認を行い、不備等がなければ受理いたします。
6	完成検査	排水設備工事の完成検査を実施します。
7	検査済証送付	完成検査実施後、「排水設備検査済証」を申請者に送付します。
8	使用開始届提出	完成検査の結果を「公共下水道使用開始届」に記入し、お客様センターに提出します。
9	料金賦課	上下水道維持課より「公共下水道使用開始届」を受け取り、端末機で受付処理を行い、お客様の情報をデータベースに登録し、下水道使用料の賦課手続きを行い、納入通知書を発行します。